見テ不況ノ賃銀安ノ労動条件ニモ不拘今日迄沈黙シ来タリ
シカ十月一日ニ至リ組合幹部内ニ於テ賃銀値上ノ協議ガ行ハレタル
処四日一割五分方賃銀ノ値上要求ヲ提出セシニ因ル

経過　十月一日益子陶器労動組合長秋山某其他二、三ノ幹部ガ組
合事務所ニ集合シ賃銀値上ノ協議ヲナシ四日事業側団体タル
益子陶器同業組合長笹島ニ手交セリ、
事業主側ニ於テハ右要求ニ接シ翌二日事業側ノ協議会ヲ開催
セシモ当日ハ中心人物タル岩下ノ欠席ノタメ具体的協議ニ入ラズ依
ツテ七日ニ再協議会ヲ開催シタル処要求全部ハ承認シ難キモ賃銀
五分値上ゲスルコトヲ決議シタリ